令和８年度北薩地域関係・交流人口拡大事業業務委託に係る企画提案に関する質問及び回答一覧

Ｑ１	実施要領４⑵の「自治体又はこれに類する団体等で同種の事業実績があること」について、自治体又はこれに類する団体等が発注した事業を、その受託者からの再委託で実施した実績も含みますか。
Ａ１	再委託で実施した実績は含みません。
Ｑ２	実施要領４⑵の「自治体又はこれに類する団体等で同種の事業実績があること」について、国の機関や、国の事業を実施する一般財団法人も「これに類する団体等」ですか。
Ａ２	国の機関や、国の事業を実施する一般財団法人も「これに類する団体等」に該当します。
Ｑ３	実施要領４⑵の「自治体又はこれに類する団体等で同種の事業実績があること」について、「同種の事業」は、ＳＮＳ等を活用した観光ＰＲの実績で足りますか。ランディングページ等の作成と、インフルエンサーを活用した情報発信の両方の実績が必要ですか。
Ａ３	「同種の事業」は、ＳＮＳ等を活用した観光ＰＲの実績で足りず、ランディングページ等の作成と、インフルエンサーを活用した情報発信の両方の実績が必要です。
Ｑ４	実施要領６⑴オの「県税に未納がないこと」を証明する納税証明書について、鹿児島県税の納税義務がない法人は、何を提出すればよいでしょうか。本店所在地の都道府県が発行する、未納がないことが分かる納税証明書で代えられますか。
Ａ４	鹿児島県税の納税義務がない法人も、鹿児島県が発行する納税証明書を提出する必要があります。鹿児島県の各地域振興局・支庁で取得することができます。詳細につきましては、以下ＵＲＬよりご確認ください。（鹿児島県／県税の納税証明書、https://www.pref.kagoshima.jp/ab07/kurashi-kankyo/zei/info/nouzeisyoumei.html#jyoukiigai）
Ｑ５	実施要領８⑶の主任担当者と総括責任者を同じ１名が兼ね、その１名のみでプレゼンテーションに出席することはできますか。
	主任担当者と総括責任者は１名が兼務としても構いません。またプレゼンテーションはその１名のみの対応で構いません。

Ｑ６	仕様書４⑵のとおり、インフルエンサーに動画の企画・撮影・制作と自身のＳＮＳアカウントへの投稿を有償で依頼することは、仕様書６⑵の再委託に当たりますか。当たる場合、６⑶の「県内に事業所を有し、かつ県内に生産設備を保有する者」の要件は、インフルエンサー個人や、契約を仲介する事業者にも適用されますか。また、県外（福岡県など）のインフルエンサーや仲介事業者を起用するときの、６⑶ただし書の判断基準と了承の手順を教えてください。
Ａ６	インフルエンサーに動画の企画・撮影・制作と自身のＳＮＳアカウントへの投稿を有償で依頼することは、再委託に当たりません。
Ｑ７	仕様書４⑴のランディングページ等について、公開に使うサーバ・ドメインは、県が用意しますか、受託者が用意しますか。
Ａ７	受託者に用意していただきます。
Ｑ８	仕様書４⑴のランディングページ等について、受託者が用意する場合、サイトはいつまで公開する想定ですか。令和９年３月 26 日より後の管理と維持費は、どなたが負担しますか。
Ａ８	サイトは、次年度以降も引き続き使用する予定です。令和９年３月 31 日より後の管理と維持費は、北薩地域振興局が負担します。
Ｑ９	仕様書４⑴のランディングページ等について、振興局がスポットとイベントの情報を編集する仕組みに、システムの指定はありますか。
Ａ９	指定はありません。
Q10	「自治体又はこれに類する団体等で同種の事業実績があること」について、同種実績は観光サイト制作及びインフルエンサーを活用した観光情報発信の両方を含む実績が必要でしょうか。いずれか一方の実績、又は自治体等と連携した観光・交流イベントの広報実績が対象となる条件をご教示ください。
Ａ10	観光サイト等のランディングページ制作及びインフルエンサーを活用した観光情報発信の両方を含む実績が必要です。
Q11	複数の法人による共同企業体又は共同提案での応募は可能でしょうか。可能な場合は、同種事業実績の要件を代表法人が満たす必要があるか、構成法人の実績を用いることができるかをご教示ください。
Ａ11	複数法人による共同企業体又は共同提案での応募は可能ですが、当局との契約は代表法人のみとなります。その他法人については、仕様書６　留意事項⑵の再委託となりますので、仕様書６　留意事項⑶の条件を満たす必要があります。 同種の事業実績については、構成法人（再委託先の法人）の事業実績を用いることができます。

Q12	鹿児島県内に事業所がなく、同県の県税について納税義務がない法人の場合、「県税に未納がないこと」を証明する書類として、提出すべき書類及び取得先をご教示ください。
A12	鹿児島県税の納税義務がない法人も、鹿児島県が発行する納税証明書を提出する必要があります。鹿児島県の各地域振興局・支庁で取得することができます。詳細につきましては、以下ＵＲＬよりご確認ください。（鹿児島県／県税の納税証明書、https://www.pref.kagoshima.jp/ab07/kurashi-kankyo/zei/info/nouzeisyoumei.html#jyoukiigai）
Q13	インフルエンサーに動画の企画・撮影・制作及び自身のＳＮＳへの投稿を依頼する契約は、再委託に該当するとの理解でよろしいでしょうか。該当する場合、県外のインフルエンサーについても６(3)の県内事業所・生産設備の条件が適用されるかをご教示ください。
A13	インフルエンサーに動画の企画・撮影・制作及び自身のＳＮＳへの投稿を依頼する契約は、再委託に当たりません。
Q14	制作するサイトの公開先について、委託者がサーバー及びドメインを提供する想定でしょうか。受託者が用意する場合は、委託料に含める利用料の対象期間及び契約終了後の費用負担者をご教示ください。
A14	サーバーおよびドメインは受託者が用意することを想定しています。利用料の対象期間は、令和９年３月 31 日までを想定しており、契約終了後は、北薩地域振興局が利用料を負担します。
Q15	県側で編集できる仕組みについて、指定のＣＭＳ・利用環境はありますでしょうか。また、納品対象はＵＲＬのほか、ソースデータ、ＣＭＳの管理権限及び操作手順書を含む想定かをご教示ください。
A15	指定のＣＭＳ・利用環境はありません。納品対象はＵＲＬのほか、ソースデータ、ＣＭＳの管理権限及び操作手順書を含む想定です。
Q16	閲覧者の居住地（市町村単位）・年齢・性別等の分析について、対象はＳＮＳ投稿の閲覧者とサイト訪問者のどちらでしょうか。また、利用する媒体の仕様や少数データの制限により取得できない項目は、取得可能な集計値と取得できない理由を報告する取扱いでよろしいでしょうか。
A16	対象は、ＳＮＳ投稿の閲覧者とサイト訪問者両方を想定しています。利用する媒体の仕様や少数データの制限により取得できない項目は、取得可能な集計値と取得できない理由の報告で問題ありません。

Q17	制作動画の無期限・無償の二次利用について、委託者による字幕追加、尺変更等の編集及び有料広告への使用を含む想定でしょうか。出演者の肖像、音源等の権利処理に必要な利用範囲をご教示ください。
A17	制作動画の二次利用については、原則、今回作成するランディングページや県ホームページ、その他の県広報媒体等へ掲載することを想定していますが、今後、字幕追加及び尺変更等の編集を実施する可能性がありますので、出演者の肖像、音源等の権利処理は、北薩地域振興局が自由に活用できるよう行ってください。
Q18	審査・選考基準の５項目について、公表可能な項目別配点表又は詳細な評価基準がある場合は、ご提供いただくことは可能でしょうか。
A18	実施要領 10 に記載のとおり、審査内容及び審査経過については公表しないことになっておりますので、項目別配点表又は詳細な評価基準の提供はできかねます。
Q19	仕様書４(1)に記載の「計５ページ程度」について、各項目を独立したＷｅｂページとして制作することが必須でしょうか？ それとも、1つのランディングページ内に各項目のセクションを設け、ページ内リンクによって移動できる構成でも差し支えないでしょうか？
A19	各項目を独立したＷｅｂページとして制作することを想定していますが、ご質問の様な構成としても差し支えありません。
Q20	仕様書４(1)に関して、ＬＰの公開先は県が管理する既存サイト内への設置を想定しているか、受託者による新規ドメイン・サーバーの用意を想定しているかいずれでしょうか？
A20	受託者による新規ドメイン・サーバーの用意を想定しています。
Q21	仕様書４(1)に関して、ＬＰについて、委託業務終了後は公開終了する認識で正しいでしょうか？継続公開が必要な場合、想定される公開期間と、サーバー・ドメイン・保守管理等の費用負担についてご教示ください。
A21	サイトは、次年度以降も引き続き使用する予定です。令和９年３月 31 日より後の管理と維持費は、北薩地域振興局が負担します。
Q22	仕様書 ４(2)インフルエンサー1 人につき５投稿以上とあるが、各市町１投稿ずつが必須でしょうか？またはグルメや体験など、市町を横断するような企画で投稿の内、1回でも各市の紹介があれば提案可能でしょうか？
A22	原則、各市町１投稿ずつです。グルメや体験など、市町を横断するような企画も可能ですが、各市町のバランス（スポット数、尺等）を考慮した内容になっている必要があります。

Q23	仕様書 ４(2)インフルエンサーの投稿数について、インフルエンサー１人につき５件以上とございますが、下記の例の場合、投稿件数は何件とカウントされますでしょうか？(①Instagram で２件投稿、TikTok で３件投稿 それぞれ別動画 ②Instagram で２件投稿 TikTok で３件投稿 ２件は同じ動画、１件は別動画)
A23	①は５件、②は３件とカウントします。 ①の場合は、投稿する媒体を Instagram と TikTok に分ける理由が必要になる可能性があります。
Q24	仕様書６(2)業務の再委託に関して、インフルエンサーへの業務委託は問題ない認識でよろしいでしょうか？
A24	インフルエンサーへの業務委託は問題ありません。
Q25	実施要領９(2)の審査・選考基準に関しまして、得点配分や重視したい内容などご教示いただけますでしょうか？
A25	実施要領 10 に記載のとおり、審査内容及び審査経過については公表しないことになっておりますので、得点配分や重視したい内容などについて提供することはできかねます。
Q26	実施要領６(1)オについて、鹿児島県内に本店・支店等の事業所を有しない県外の事業者の場合、県税の納税義務が生じていないため、鹿児島県が発行する納税証明書を取得することができません。 この場合、どのような証明書を提出すればよろしいでしょうか。 例えば、本店所在地の都道府県（当社の場合は東京都）が発行する、法人事業税及び法人都道府県民税に未納がないことの納税証明書の提出で差し支えないか、ご教示ください。
A26	鹿児島県税の納税義務がない法人も、鹿児島県が発行する納税証明書を提出する必要があります。鹿児島県の各地域振興局・支庁で取得することができます。詳細につきましては、以下ＵＲＬよりご確認ください。(鹿児島県／県税の納税証明書、https://www.pref.kagoshima.jp/ab07/kurashi-kankyo/zei/info/nouzeisyoumei.html#jyoukiigai)
Q27	仕様書では、起用するインフルエンサー本人が自身のＳＮＳアカウントで投稿することを想定されていると理解しております。 インフルエンサーが、地域メディアのアンバサダーとして当該メディアの公式ＳＮＳアカウントで投稿（動画は本人が企画・撮影・制作）し、あわせて本人のアカウントでストーリーズによる告知を行う形態でも、仕様を満たすものと考えてよろしいでしょうか。
A27	原則、インフルエンサー本人のＳＮＳアカウントで投稿してもらことを想定しています。地域メディアの公式ＳＮＳアカウントで投稿する場合は、その方が効果的だとする理由が必要になる可能性があります。

Q28	効果検証は、仕様書に記載の項目（投稿の閲覧数、ページへの流入数、閲覧者の居住地・年齢・性別の分析）を対象とし、来訪者数や宿泊者数の増加そのものは本事業の成果指標としない、という理解でよろしいでしょうか。
A28	仕様書に記載の項目を想定しています。合わせて、契約期間終了までに把握できる項目があれば、ご提案していただければと考えています。
Q29	インフルエンサーへの動画制作・投稿の依頼や、仲介事業者の利用は、再委託に当たりますか。当たる場合、福岡県など県外の方への依頼は、６(3)のただし書きに該当しますか。
A29	インフルエンサーへの動画制作・投稿の依頼や、仲介事業者の利用は、再委託に当たりません。
Q30	ドメイン取得費とサーバー費は本事業費に含みますか。事業終了後の費用負担者と、公開を続ける期間をお示しください。
A30	ドメイン取得費とサーバー費は本事業費に含みます。 サイトは、次年度以降も引き続き使用する予定です。令和９年３月 31 日より後の管理と維持費は、県が負担します。
Q31	北薩地域振興局から提供される周遊ルートを、企画提案の前にいただくことはできますか。
A31	周遊ルートは、契約締結後に提供させていただきます。
Q32	自治体のＷＥＢ広報やＳＮＳを活用した広報の業務は、「同種の事業実績」に含まれますか。
A32	自治体のＷＥＢ広報やＳＮＳを活用した広報の業務は、「同種の事業実績」に含みません。
Q33	納税証明書は、発行日についての定め（提出日から何か月以内など）はありますか。
A33	発行日は、令和８年４月１日以降のものを提出してください。
Q34	観光スポットとイベント情報を北薩地域振興局で編集する仕組みについて、指定のシステムはありますか。操作説明書や説明会は必要ですか。
A34	指定のシステムはありません。また、操作説明書を提出してください。
Q35	北薩地域振興局から提供可能な写真の範囲と、おおよその点数をお示しください。
A35	北薩地域振興局ホームページに掲載している観光用素材データ集から提供可能です。（鹿児島県／鹿児島県北薩地域振興局「観光用素材データ集」、https://www.pref.kagoshima.jp/am01/chiiki/hokusatsu/chiiki/kannkousozai.html）
Q36	閲覧者の居住地（市町村単位）などのデータについて、各ＳＮＳで取得できない項目がある場合は、取得できる範囲の報告でよろしいでしょうか。
A36	取得できる範囲の報告で差し支えありません。

Q37	既存のＰＲ動画は、公開済みの動画を埋め込む形で掲載してよろしいでしょうか。
A37	公開済みの動画を埋め込む形での掲載で差し支えありません。
Q38	企画書のページ数の上限と、提出メールの容量の上限はありますか。
A38	企画書のページ数の上限はありませんが、提出メールの容量は 5,120KB が上限となっています。容量の上限を超える場合は、県のＷｅｂファイル共有システムでの提出が可能ですので、ご連絡ください。
Q39	当社は、一般社団法人東紀州地域振興公社から、宿泊施設等の地域事業者間での情報共有を支えるプラットフォームの設計・開発等を受託し、現在履行中です。同公社は地域の自治体等と連携する観光地域づくり法人です。 この受託業務は、実施要領４(2)の「自治体又はこれに類する団体等で同種の事業実績」に該当しますか。また、履行中の業務を実績として扱うことはできますか。
A39	記載の受託業務は、実施要領４(2)の「自治体又はこれに類する団体等で同種の事業実績」に該当しません。また、履行完了した業務を実績としています。
Q40	当社は東京都に本店があり、鹿児島県内に事業所および県税の納税義務はありません。この場合も、実施要領６（１）オの「県税に未納がないこと」を証明する納税証明書の提出が必要でしょうか。鹿児島県の証明書が発行されない場合、提出すべき書類をご教示ください。
A40	鹿児島県税の納税義務がない法人も、鹿児島県が発行する納税証明書を提出する必要があります。鹿児島県の各地域振興局・支庁で取得することができます。詳細につきましては、以下ＵＲＬよりご確認ください。（鹿児島県／県税の納税証明書、https://www.pref.kagoshima.jp/ab07/kurashi-kankyo/zei/info/nouzeisyoumei.html#jyoukiigai）
Q41	北薩地域独自のオリジナルデザインでの制作を想定されていますか。鹿児島県観光サイトのデザインに寄せるなど、イメージされているデザインがあれば、参考リンクをご共有いただきたいです。
A41	北薩地域独自のオリジナルデザインでの制作を想定しています。
Q42	成果物は「ランディングページ等のＵＲＬ」とありますが、公開に用いるサーバー及びドメインは、受注者が用意する想定でしょうか。県が保有する既存のサーバー・ドメイン（ pref.kagoshima.jp 配下等）を使用する想定の場合は、その旨ご教示ください。
A42	公開に用いるサーバー及びドメインは、受注者が用意する想定です。
Q43	受注者が独自ドメインを用意する場合、ドメインの登録者を鹿児島県とし、取得手続き及び初期設定を受注者が代行する形で差し支えないでしょうか。
A43	ドメインの登録者を北薩地域振興局とし、取得手続き及び初期設定を受注者が代行する形で差し支えありません。

Q44	仕様書４(1)の「北薩地域振興局が編集することができる仕組み」について、編集機能（ＨＴＭＬの直接編集、スプレッドシート連携等）は受注者が新たに構築する想定でしょうか。それとも、県の既存ＣＭＳ等を利用する想定でしょうか。
A44	編集機能（ＨＴＭＬの直接編集、スプレッドシート連携等）は受注者が新たに構築する想定です。
Q45	契約期間終了時（令和 9 年 3 月 26 日）に、ドメインの名義、サーバー環境、管理権限、データー式及び更新マニュアルを県へ引き渡す想定でしょうか。 また、契約期間中のサーバー・ドメイン費用は委託費に含め、引渡し後の更新費用等は県のご負担と考えてよろしいでしょうか。
A45	契約期間終了時（令和 9 年 3 月 26 日）に、ドメインの名義、サーバー環境、管理権限、データー式及び更新マニュアルを県が受け取る想定です。 今年度（令和９年３月 31 日まで）のサーバー・ドメイン費用は委託費に含めていただき、引渡し後の更新費用等は北薩地域振興局が負担します。
Q46	仕様書４(1)に「計 5 ページ程度」とありますが、記載された構成に基づく全５ページの制作で要件を満たすとの認識でよろしいでしょうか。 また、観光スポットごとの個別詳細ページや一覧ページの制作は必須ではなく、５ページ内に必要な情報を掲載する構成としても問題ないでしょうか。
A46	仕様書４(1)に記載のとおり、北薩摩地域の観光情報を掲載するランディングページ、動画を掲載するページ、周遊ルートを掲載するページ（２ページ）、イベント情報を掲載するページの計５ページ程度を制作してください。 観光スポットごとの個別詳細ページや一覧ページの制作は必須ではなく、５ページ内に必要な情報を掲載する構成として問題ありません。
Q47	ＣＭＳについて、委託者が指定する製品・システム、利用上の制限、セキュリティ要件等はありますでしょうか。 指定がない場合、WordPress 等を用いて、観光スポットおよびイベント情報の更新機能を実装することで問題ないでしょうか。
A47	ＣＭＳについて、指定する製品・システム、利用上の制限、セキュリティ要件等はありません。 WordPress 等を用いて、観光スポットおよびイベント情報の更新機能を実装することで問題ありません。

Q48	ＬＰ等の公開先について、委託者が管理する既存のサーバー・ドメインを使用する想定でしょうか。それとも、受託者による新規契約・構築を想定されていますでしょうか。 また、新規契約・構築が必要な場合、契約名義・管理主体および契約期間満了後の維持費用の負担についてご教示ください。
A48	ＬＰ等の公開先は、受託者による新規契約・構築を想定しています。 契約名義は北薩地域振興局とし、管理主体は、契約期間中は受託者、契約期間満了後は北薩地域振興局とすることを想定しています。令和９年３月31日より後の維持費用は北薩地域振興局が負担します。
Q49	仕様書４(1)では、ＬＰに掲載する写真素材は原則として受託者が用意するものとされていますが、委託者（北薩地域振興局）から提供可能な写真・動画等の素材、および管内市町から提供を受けられる素材について、具体的な種類、概算点数および利用条件をご教示ください。 また、提供素材が不足する場合、既存の使用許諾済み素材や商用利用可能なストック素材等を活用し、ＬＰ用の新規現地撮影を行わない構成でも問題ないでしょうか。
A49	北薩地域振興局ホームページに掲載している観光用素材データ集から提供可能です。（鹿児島県／鹿児島県北薩地域振興局「観光用素材データ集」、https://www.pref.kagoshima.jp/am01/chiiki/hokusatsu/chiiki/kannkousozai.html） 管内市町から提供可能な素材については、把握しておりません。 提供素材が不足する場合、既存の使用許諾済み素材や商用利用可能なストック素材等を活用し、ＬＰ用の新規現地撮影を行わない構成でも問題ありません。
Q50	ＬＰ等に掲載する観光スポットおよびイベント情報について、それぞれの初期登録の想定件数や上限はありますでしょうか。 また、各施設・イベントの紹介文、画像等について、委託者または管内市町から原稿・素材が提供されるのか、受託者による新規作成・情報収集が必要となるのかをご教示ください。 あわせて、掲載情報の正確性確認や関係施設への内容確認について、受託者に求められる対応範囲をご教示ください。
A50	ＬＰ等に掲載する観光スポットは、周遊ルートを構成するスポットを想定しており、観光スポット及び周遊ルートは、契約締結後に提供させていただきます。イベント情報は、初期登録は１～５件を想定しており、契約終了後も引き続き情報を更新していくことを想定しているので、上限は想定していません。 また、各施設・イベントの紹介文、画像等は、原則、受託者による新規作成・情報収集が必要になると想定しています。 掲載情報の正確性確認や関係施設への内容確認は、原則、すべて受託者に行っていただくことを想定しています。

Q51	ＬＰ等の成果物納期は令和 9 年 3 月 26 日とされていますが、効果検証やＳＮＳからの流入計測を行うため、納期以前にＬＰを公開する必要があると認識しております。 ＬＰの公開開始時期について、委託者が想定する期日や目安はありますでしょうか。 また、公開前の委託者による確認・承認手順および標準的な所要期間についても、ご教示ください。
A51	ＬＰの公開開始時期は、令和９年１月下旬頃を想定しています。 公開前にＬＰのデザインや内容を確認できる画像やＰＤＦ等のデータをいただき北薩地域振興局で確認・承認します。所要期間は、１～２週間程度を想定しています。
Q52	仕様書４（1）に基づく周遊ルートの作成について、北薩地域振興局から提供される参考ルートを基に観光スポット等を選定・作成するに当たり、移動時間や施設の営業日・営業時間の確認、現地調査・関係施設への取材等について、必須となる実施内容や確認方法に指定はありますでしょうか。 また、取材申入れや撮影許可等に必要な調整は、仕様書 6（5）に基づき受託者が行う認識ですが、関係市町・施設との連絡調整に際し、委託者からご協力いただける範囲があればご教示ください。 あわせて、観光スポットや周遊ルートの掲載内容について、最終的な確認・承認主体、確認手順および標準的な所要期間をご教示ください。
A52	周遊ルートの作成にあたり、必須となる実施内容や確認方法の指定はありません。 取材申し入れや撮影許可等に必要な調整は、原則、受託者に行ってもらうことを想定していますが、関係市町・施設への事前の連絡等、北薩地域振興局が行う方が円滑に進むと判断したものについては実施します。 観光スポットや周遊ルートの掲載内容は、内容を確認できるデータをいただき、北薩地域振興局が最終的に確認承認します。所要期間は１～２週間程度を想定しています。
Q53	インフルエンサーの選定に当たり、仕様書４（2）に記載された条件以外に、起用するインフルエンサーの最低フォロワー数、活動拠点、指定ＳＮＳ媒体、過去のＰＲ実績等に関する必須条件はありますでしょうか。 また、鹿児島県・福岡県の 20～30 代への訴求力について、候補者のフォロワー属性や投稿実績等を踏まえ、受託者が選定・提案する方法で問題ないでしょうか。
A53	インフルエンサーの選定に当たり、仕様書４(2)に記載した条件以外の必須条件はありません。 インフルエンサーについて、受託者が選定・提案する方法で問題ありません。

Q54	インフルエンサーが制作する動画について、縦型・横型の指定、再生時間、解像度、ファイル形式、音声・ナレーション・字幕の有無、出演者の顔出し等に関する必須条件はありますでしょうか。 各市町を紹介する動画について、当該市町での新規現地撮影が必須となるのか、既存の撮影素材等の活用も認められるのかをご教示ください。 また、複数市町を同一の取材行程で撮影し、市町ごとに個別の動画を制作・投稿する方法について、制約等はありますでしょうか。 投稿日時や投稿間隔について、仕様書に記載された期限以外に指定する条件はありますでしょうか。
A54	インフルエンサーが制作する動画について、必須条件はありませんが、北薩地域の魅力をより効果的に発信できるよう工夫していただく必要があります。 新規現地撮影は必須ではありません。既存の撮影素材等の活用も可能です。 また、複数市町を同一の取材行程で撮影し、市町ごとに個別の動画を制作・投稿する方法について、制約等はありません。 投稿日時や投稿間隔について、仕様書に記載された期限以外に指定する条件はありません。
Q55	制作動画の無期限・無償の二次利用について、委託者の公式ＷＥＢサイトやＳＮＳへの掲載のほか、管内市町・関係団体による利用、動画の編集・短縮・再構成、有料広告への転用、第三者への利用許諾等も対象となるでしょうか。 また、これらの利用について、動画の著作権の譲渡が必要となるのか、上記用途を含む利用許諾の確保によって要件を満たすのかをご教示ください。
A55	制作動画の二次利用については、原則、今回作成するランディングページや県ホームページ、その他の県広報媒体等へ掲載することを想定していますが、今後、管内市町・関係団体による利用、動画の編集・短縮・再構成、第三者への利用許諾等を実施する可能性があります。 動画の著作権の譲渡が必要になります。
Q56	ＳＮＳ投稿の閲覧実績等について、各インフルエンサーから取得するＳＮＳインサイトの数値データやスクリーンショットを活用した報告でも問題ないでしょうか。 また、ＳＮＳの仕様やアカウント条件によって一部の指標が取得できない場合、取得可能な範囲での報告でも問題ないでしょうか。
A56	ＳＮＳ投稿の閲覧実績等について、各インフルエンサーから取得するＳＮＳインサイトの数値データやスクリーンショットを活用した報告でも問題ありません。 また、ＳＮＳの仕様やアカウント条件によって一部の指標が取得できない場合、取得可能な範囲での報告でも問題ありません。

Q57	仕様書４(3)の「閲覧者の居住地（市町村単位)、年齢、性別等」の分析対象は、ＳＮＳ投稿閲覧者とＬＰ閲覧者の双方を指す認識でよろしいでしょうか。 居住地についてはGoogle Analytics(GA4)やIP Geolocationによる推定アクセス元地域を代替指標として利用し、年齢・性別についてはＧＡ４およびＳＮＳインサイト等で取得可能な範囲で分析する方法を想定しておりますが、この方法で仕様要件を満たすでしょうか。 また、ＳＮＳ・ＧＡ４等の仕様により、市町村単位の地域、年齢、性別等の一部が取得不能または判定不能となる場合、取得可能な範囲で分析を行い、欠損・判定不能となるデータの割合（算出可能な範囲）や分析上の制約を明記する方法でも要件を満たすでしょうか。
A57	分析対象は、ＳＮＳ投稿閲覧者とＬＰ閲覧者の両方を想定しています。 居住地についてはGoogle Analytics(GA4)やIP Geolocationによる推定アクセス元地域を代替指標として利用し、年齢・性別についてはＧＡ４およびＳＮＳインサイト等で取得可能な範囲で分析していただいて構いません。 また、ＳＮＳ・ＧＡ４等の仕様により、取得不要または判定不能となる場合、取得可能な範囲で分析を行い、欠損・判定不能となるデータの割合（算出可能な範囲）や分析上の制約を明記する方法で構いません。
Q58	ＳＮＳ投稿の閲覧数、ＬＰへの流入数、閲覧者属性等について、具体的な集計開始日・終了日および集計基準日の指定はありますでしょうか。 最終成果物の納期が令和9年3月26日であることから、報告書作成期間を考慮して納期以前に集計基準日を設定することは可能でしょうか。
A58	具体的な集計開始日・終了日および集計基準日の指定はありませんが、ＳＮＳ投稿をした日から１カ月程度のデータを用いて分析してください。 納期以前に集計基準日を設定していただいて構いません。
Q59	効果検証報告書について、必須となる分析指標・集計単位・提出形式等の指定があればご教示ください。
A59	効果検証報告書について、必須となる分析指標・集計単位・提出形式等の指定はありませんが、事業効果が把握できるよう検証する必要があります。
Q60	ＳＮＳ投稿からＬＰへの流入数については、各ＳＮＳ媒体でＵＲＬを設置できる導線に計測用パラメータを付与し、ＧＡ４等で計測する方法を想定しております。 媒体の仕様により個別投稿単位での流入数を識別できない場合、取得可能な範囲で媒体別・導線別の流入実績を報告する方法でも問題ないでしょうか。
A60	媒体の仕様により個別投稿単位での流入数を識別できない場合、取得可能な範囲で媒体別・導線別の流入実績を報告する方法で問題ありません。

Q61	インフルエンサーの選定・手配・調整等の一部業務を当社と業務委託契約を締結する個人事業主等に依頼する場合、およびインフルエンサー本人に動画の企画・撮影・制作・ＳＮＳ投稿を依頼する場合について、それぞれ仕様書６（2）・6（3）に定める再委託に該当するかをご教示ください。 また、再委託に該当する場合、委託者の了承を得るための必要書類、申請手続き、了承を得る時期、および企画提案時点で再委託先が確定していない場合の取扱いについてご教示ください。
A61	再委託に該当しません。
Q62	仕様書６(3)に記載された県内事業所および生産設備の保有要件について、個人事業主やインフルエンサー等にも同様の条件が適用されるのでしょうか。 また、県外のインフルエンサーや個人事業主等を起用する場合、仕様書６（3）に定める例外に該当するかの具体的な判断基準、および通常の再委託了承手続きに加えて必要となる書類や確認事項があればご教示ください。
A62	再委託に該当しないため、適用されません。
Q63	仕様書６（4）に記載された「毎月１回以上の定期報告」については、契約締結月から契約終了月（令和９年３月）までを対象とする認識でよろしいでしょうか。 また、契約開始月・終了月についても各１回以上の報告が必要でしょうか。
A63	「毎月１回以上の定期報告」については、契約締結月から契約終了月（令和９年３月）までを対象とする認識で構いません。 また、契約開始月・終了月についても各１回以上の報告が必要です。
Q64	本業務で制作するＬＰ等について、契約期間終了後の公開継続期間に指定はありますでしょうか。 また、仕様書６（9）に定める成果物引渡し後１年以内の契約不適合に対する修補義務とは別に、契約終了後のサーバー・ドメイン維持、ＣＭＳ保守、セキュリティ更新、バックアップ、コンテンツ更新、継続的なアクセス解析・効果検証等は、本委託業務の対象外との認識でよろしいでしょうか。 公開継続が必要となる場合、これらの維持管理に係る実施主体および費用負担についてもご教示ください。
A64	契約期間終了後も引き続き公開することを想定しています。（公開継続期間に指定はありません） 契約終了後のサーバー・ドメイン維持、ＣＭＳ保守、セキュリティ更新、バックアップ、コンテンツ更新、継続的なアクセス解析・効果検証等は、本委託業務の対象外との認識で構いません。 契約終了後は、北薩地域振興局が維持管理・費用負担をします。

Q65	成果物の検収基準、納品データの形式、およびＣＭＳ・サーバー・アクセス解析ツール等の管理権限の引渡し範囲について、指定はありますでしょうか。 また、成果物の確認・検収に必要な期間について、県側で想定されている目安があればご教示ください。
A65	成果物の検収にあたっては、原則、仕様書に記載された事項を満たしているかを判断基準とします。 納品データの形式は、ランディングページはＵＲＬ、動画についてはｍｐ４形式、実績報告書はＰＤＦで納品してください。 ＣＭＳ・サーバー・アクセス解析ツール等の管理権限は、すべて北薩地域振興局に引き渡してください。 成果物の確認・検収の所要期間は、１～２週間程度を想定しています。
Q66	インフルエンサー個人（または所属事務所）と直接結ぶ出演・投稿契約は、仕様書６(2)の「再委託」に該当しますか。
A66	再委託に該当しません。
Q67	キャスティング会社を通じてインフルエンサーを起用する場合は「再委託」に該当しますか。該当する場合、仕様書６(3)の「県内に事業所を有し、かつ県内に生産設備を保有する者」の条件は、キャスティング会社にも適用されますか。
A67	再委託に該当しません。
Q68	写真撮影やランディングページの実装などの一部を、当社と業務委託契約を結ぶ個人や協力会社（県外）に依頼する場合、事前に承認をいただければ可能でしょうか。
A68	写真撮影やランディングページの実装などの一部を、業務委託契約を結ぶ個人や協力会社（県外）に依頼する場合、再委託に該当します。
Q69	新規ドメインでの開設を想定してよいでしょうか。県ホームページ内への設置や、使用するＣＭＳの指定はありますか。
A69	新規ドメインでの開設を想定しています。県ホームページ内への設置は想定しておらず、使用するＣＭＳの指定はありません。
Q70	契約期間終了後（令和９年４月以降）のサーバー・ドメイン・ＣＭＳ利用料の負担者と、受託者による保守の要否を教えてください。
A70	契約期間終了後（令和９年４月以降）のサーバー・ドメイン・ＣＭＳ利用料は北薩地域振興局が負担します。受託者による保守は不要です。
Q71	仕様書記載のＰＲ動画・観光ガイドブック・周遊ルートの参考資料は、データでご提供いただけますか。また、インフルエンサーの投稿内での引用・利用は可能でしょうか。
A71	ＰＲ動画・観光ガイドブックはデータで提供可能ですが、周遊ルートの参考資料はデータでの提供は不可能です。 また、インフルエンサーの投稿内での引用・利用は可能です。

Q72	イベント情報ページに掲載する初期のイベント情報は、県・市町からご提供いただけますか。
A72	イベント情報ページに掲載する初期のイベント情報は、北薩地域振興局から提供します。
Q73	インフルエンサーについて、フォロワー数や居住地など、選定に関する基準はありますか。
A73	鹿児島県や福岡県をターゲットに、より多くの者に訴求力の高い情報発信を行うことができるインフルエンサーを選定してください。
Q74	インフルエンサーの投稿前に県・市町による内容確認は必要でしょうか。
A74	インフルエンサーの投稿前に北薩地域振興局による内容確認が必要です。
Q75	動画の二次利用の範囲は、ランディングページ・ホームページのほか、県・市町のＳＮＳや広告配信、編集・改変を含みますか。
A75	動画の二次利用については、原則、今回作成するランディングページや県ホームページ、その他の県広報媒体等へ掲載することを想定していますが、今後、字幕追加及び尺変更等の編集を実施する可能性があります。
Q76	ＳＮＳ各社のインサイト機能では、閲覧者の居住地は上位の市区町村しか取得できない場合があります。アクセス解析による推計値や、ランディングページ上のアンケート等を併用した分析でよろしいでしょうか。
A76	閲覧者の居住地は上位の市区町村しか取得できない場合、アクセス解析による推計値や、ランディングページ上のアンケート等を併用した分析で構いません。
Q77	ランディングページ上でアンケートを行い、回答者への謝礼（抽選による物品の提供等）の費用を事業費に計上することは可能でしょうか。
A77	ランディングページ上でアンケートを行い、回答者への謝礼（抽選による物品の提供等）の費用を事業費に計上することは可能です。
Q78	ランディングページへの誘導策として、ＷＥＢ広告の配信を提案に含めることは可能でしょうか。
A78	ランディングページへの誘導策として、ＷＥＢ広告の配信を提案に含めることは可能です。
Q79	基本の提案に加えて、事業費の上限の範囲内で予算配分を変えた選択肢（オプション）を企画提案書に併記することは、実施要領６(2)アの「１者につき１案」に反しないでしょうか。
A79	基本の提案に加えて、事業費の上限の範囲内で予算配分を変えた選択肢（オプション）を企画提案書に併記することは、実施要領６(2)アの「１者につき１案」に反しません。

Q80	参加要件の「同種の事業実績」は、自治体の観光 PR 以外（自治体や観光協会のＳＮＳ運用、住宅分野のランディングページ制作等）も該当しますか。
A80	自治体や観光協会のＳＮＳ運用は、該当しませんが、住宅分野のランディングページ制作は、該当します。 ただし、「同種の事業実績」は、ランディングページ等の作成と、インフルエンサーを活用した情報発信の両方の実績が必要です。
Q81	鹿児島県内に事業所がない場合、提出書類オ「県税に未納がないことの証明」として、どのような書類を提出すればよいでしょうか。
A81	鹿児島県税の納税義務がない法人も、鹿児島県が発行する納税証明書を提出する必要があります。鹿児島県の各地域振興局・支庁で取得することができます。詳細につきましては、以下ＵＲＬよりご確認ください。（鹿児島県／県税の納税証明書、https://www.pref.kagoshima.jp/ab07/kurashi-kankyo/zei/info/nouzeisyoumei.html#jyoukiigai）
Q82	契約締結の予定時期を教えてください（スケジュール作成の前提として、12 月上旬を想定してよいでしょうか）。
A82	契約締結の時期は、12 月上旬を予定しています。
Q83	企画提案に係るプレゼンテーションについて、対面とオンラインを併用した形式での参加は可能でしょうか。
A83	プレゼンテーションについて、対面とオンラインを併用した形式での参加は可能です。
Q84	本業務における地域関係・交流人口拡大の対象について、海外在住者や訪日外国人等もターゲットとして想定されておりますでしょうか。
A84	鹿児島県や福岡県をターゲットとして想定しています。
Q85	インフルエンサーの起用については、再委託に該当するという認識で、鹿児島県内の方に限定されますでしょうか。
A85	インフルエンサーの起用については、再委託に該当しません。
Q86	ＰＲ動画を作成されるなど、過去にも観光に関する認知度向上のための施策を行ってこられたと思います。過去の施策の成果と課題について教えてください。
A86	成果は、令和７年度北薩地域関係人口（移住・観光）創出事業において発信したＳＮＳ投稿では、総閲覧数は約 46.3 万回、総いいね数は約 1.9 万件を記録し、認知度向上につなげることができたことです。 課題は、様々な施策を通して、認知度の向上につながったものの、北薩地域の認知度はなお低い水準にあり、より一層の向上を図る必要があることです。また、認知度の向上を誘客へとつなげていく必要があります。
Q87	制作するＬＰ等について、県が管理する既存サーバー・ドメイン等を利用する想定でしょうか。それとも受託者が新たにサーバー・ドメイン等を用意する想定でしょうか。
A87	受託者が新たにサーバー・ドメイン等を用意することを想定しています。

Q88	ＬＰ等について、事業終了後も公開・運用を継続する想定でしょうか。その場合、サーバー等の維持管理費用や保守対応は本事業費に含める必要がありますでしょうか。
A88	事業終了後も公開・運用を継続することを想定しています。事業終了後のサーバー等の維持管理費用や保守対応は、本事業費に含める必要はありません。
Q89	ＣＭＳの指定や、既存システムとの連携等の条件はありますでしょうか。
A89	ＣＭＳの指定や、既存システムとの連携等の条件はありません。
Q90	インフルエンサーは１名につき５市町それぞれ１投稿以上、計５投稿以上とありますが、複数市町をまとめた動画や周遊型の動画についても、投稿件数として認められますでしょうか。
A90	複数市町をまとめた動画や周遊型の動画についても、投稿件数としてカウントします。
Q91	制作動画の無期限・無償での二次利用について、データ納品が必要でしょうか。 また、利用範囲は県のＷＥＢサイト・ＳＮＳ等への掲載に加え、広告配信での使用や動画の再編集・短尺化等も想定されていますでしょうか。
A91	制作動画は、データ納品が必要です。 利用範囲は、原則、今回作成するランディングページや県ホームページ、その他の県広報媒体等へ掲載することを想定していますが、今後、動画の再編集・短尺化等を実施する可能性があります。
Q92	仕様書に記載された施策の実施を前提として、予算内でＳＮＳ広告配信や追加の情報 発信等を提案することは可能でしょうか。
A92	予算内でＳＮＳ広告配信や追加の情報 発信等を提案することは可能です。
Q93	インフルエンサーは２名起用とありますが、２名で活動されているアカウントは１組とカウントし２組必要という認識でよいでしょうか？
A93	お見込みのとおりです。
Q94	インフルエンサー投稿時、リンクが有効なＵＲＬを載せられる媒体が限られます。（Instagram のストーリー等）その場合は広告配信からのアクセス数を報告するかたちで問題ないでしょうか。
A94	問題ありません。